

陳 情 文 書 表

陳 情 番 号	令和7年 陳情第1号
件 名	三島市壺町田の盛土宅地造成工事計画及び盛土規制法、関係条例、都市計画法開発許可、土地利用指導要綱等についての陳情
陳 情 者	(略) 壺町田一丁目自治会 神山 政崇 (略) 鈴木 義郎
内 容	1 陳情の趣旨 現在、開発事業者が三島市壺町田において盛土宅地造成を予定しています。隣接住民が、日照被害等が生じ著しく生活環境が悪化するの で、盛土の高さを低くして欲しいと再三要請いたしましたが応じてもらえず、土地の売買に応じないのならもっと高くすると言われた住民もいます。 現状の盛土規制法、関係法令、都市計画法許可、土地利用指導要綱では、盛土宅地造成の事業者は説明会を開催すれば良く、周辺住民は意見書を提出することができるだけです。変更や改善を事業者に要望しても、事業者は何も対応しなくても事業を進めることが可能です。盛土高や構造物の安全性が基準通りであれば、第一種低層住居専用地域であっても、南側に 10m でも 20m でも隣接地より高く盛土が可能で、周辺や隣接の日照、通風等の住環境が悪化してしまいます。 住環境を守るためには少なくとも隣接地権者の同意は不可欠と考え、218名の署名を添えて陳情致します。 2 陳情事項 (1) 開発事業者に地域住民の要望を考慮した計画とするようにとの助言・指導 (2) 隣接地より高くする盛土宅地造成等の開発行為は原則隣接地権者の同意が必要とする関係法令・条例、土地利用指導要綱等の改正を強く望みます。 (3) 国、静岡県へ関係法令・条例、土地利用指導要綱等の改正の意見書の提出
付 託 委 員 会	経済建設委員会
受 理 年 月 日	令和7年2月3日